

# 被ばく医療対策

空白

# 1 安定ヨウ素剤の予防服用について

## (1) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の検討に当たって

- 「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施することとされていることから、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができる体制を整備する必要がある。
- その体制整備の検討にあたっては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁）」に準拠する。
- 検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下「マニュアル」）等に反映させることとし、原子力災害時にはマニュアル等に基づき対応する。

## (2) PAZ圏における事前配布（東通原発から5 km圏内： 東通村小田野沢地区、老部地区、白糠地区）

- ① 「県地域防災計画-原子力編-」に基づく考え方
  - 放射性物質放出前に避難を実施。
  - 施設敷地緊急事態要避難者\*は、施設敷地緊急事態で避難
  - 全住民（施設敷地緊急事態要避難者\*を除く）が全面緊急事態（放出前）の避難の際に速やかに予防服用を実施。
  - 原子力災害事前対策として、安定ヨウ素剤の事前配布体制を整備し、緊急時において予防服用が行えるよう準備しておく。

### 施設敷地緊急事態要避難者\*:

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定用ヨウ素剤の服用不適切者のうち、早期の避難等の実施が必要な者

## ② 事前配布体制の整備

### 1) 対象者

PAZ圏内の全住民（3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者\*及び服用不適切者\*\*を除く）

\*：3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者

事前配布できる液状の安定ヨウ素剤が存在しないため、施設敷地 緊急事態において、避難の指示に基づき、避難する。なお、3歳未満の乳幼児は、原則として、保護者同伴で優先的に避難する。

\*\*：服用不適切者

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者も、同様に優先避難する。

表1 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域の住民数等

地区	世帯数 (世帯)	住民数 (人)
小田野沢、老部、白糖	1,214	2,942
(内)3歳未満乳幼児 (事前配布対象外)	-	42

平成27年3月31日現在



図1 安定ヨウ素剤の事前配布対象地域

## 2) 事前配布方法（「図2 事前配布方法の概要」参照）

○原則として、医師による住民への説明を行う説明会の開催等を通じて配布する。その際、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

○説明内容 医師：安定ヨウ素剤の効能・服用に係る留意点  
東通村：避難計画 県：配布手続き

○配布する量

服用量が3歳以上13歳未満は1丸、13歳以上は2丸であることから、本県では、3歳以上小学生は1丸、中学生以上は2丸を配布する。

○配布状況等の管理

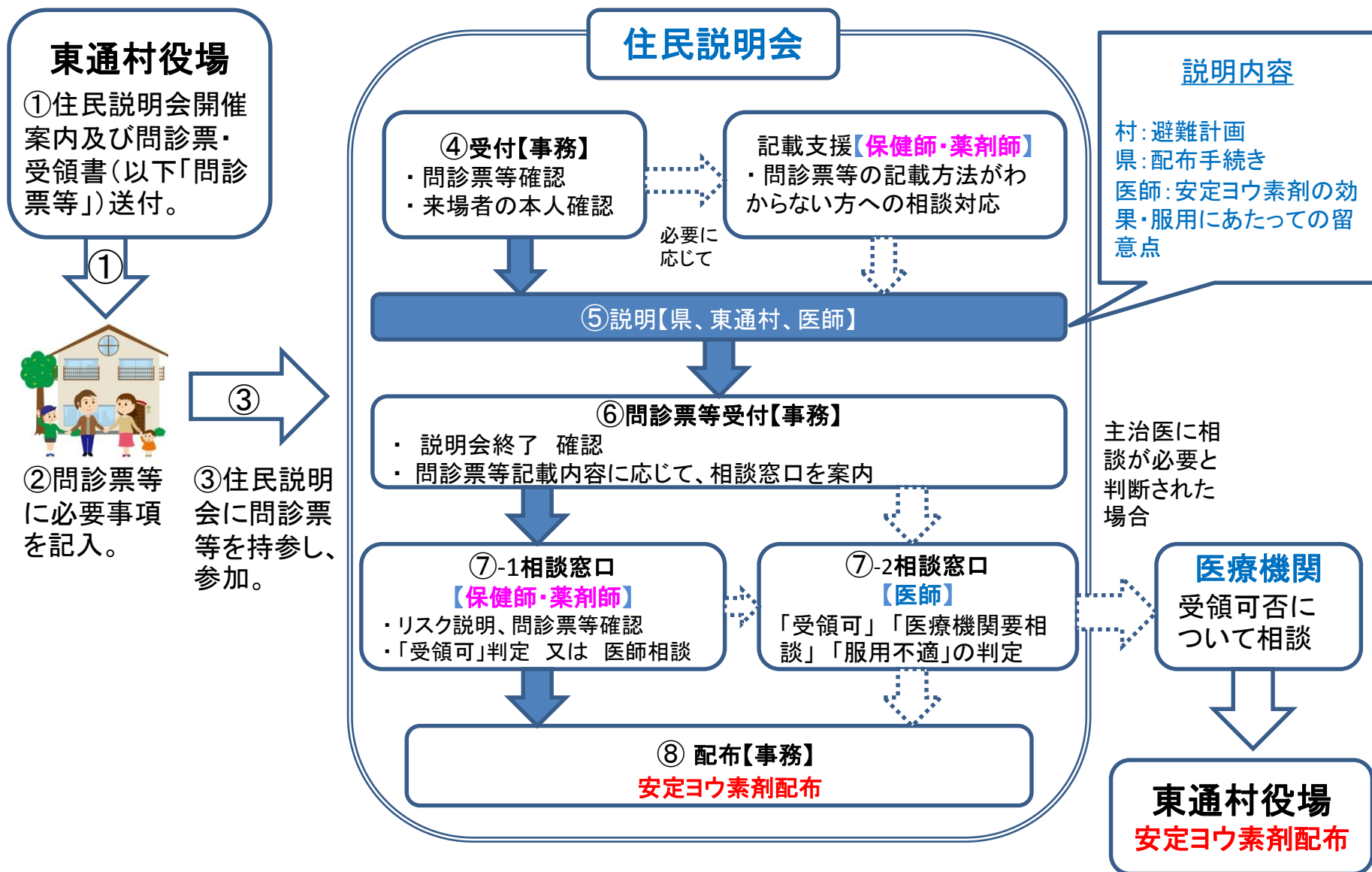
個人ごとの配布状況を管理する「配布管理システム」は県が整備し、東通村が住民への配布・回収等状況を管理する。

## 3) 安定ヨウ素剤の更新・回収

○安定ヨウ素剤は有効期限が切れる前に、配布済みの薬剤と交換し、新しい薬剤に更新する。

○PAZ圏外へ転出した場合は、速やかに東通村役場へ返却する。

# 図2 事前配布方法の概要



### (3) UPZ圏における緊急配布(東通原発から30km圏内:東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村)

#### ①「県地域防災計画-原子力編-」に基づく考え方

- 全住民は、全面緊急事態発生時(放出前)に、屋内退避を実施。
- 放射性物質放出後は、緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難を指示。屋内退避や避難とともに安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断。
- 原子力事前対策として、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう体制を整備し準備しておく。

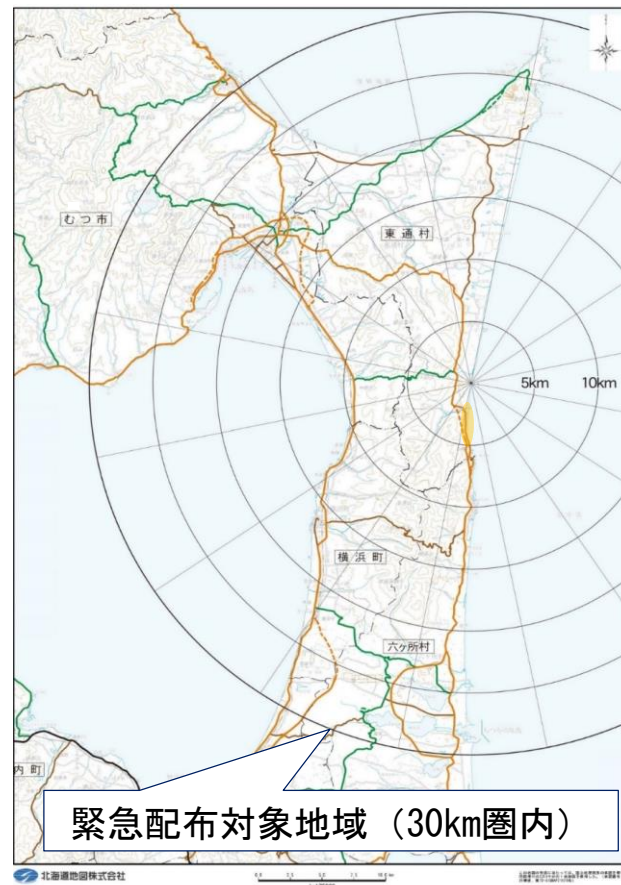


図3 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域



## ②緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄

### 1) 備蓄数量 (表2参照)

#### a 安定ヨウ素剤 (丸剤)

PAZ及びUPZ圏内の3歳以上の全ての住民及び防災業務に従事する職員に配布可能な数量

#### b 安定ヨウ素剤 (粉末剤及び調製材料等)

PAZ及びUPZ圏内の3歳未満の乳幼児に配布可能な数量

※学校、保育所、病院、有床診療所及び社会福祉施設 (入所施設) については、保管場所、保管数量及び管理方法等について、今後、関係市町村及び管理者と検討し、必要数量を備蓄する。

### 2) 保管管理

- 直射日光が当たらず、湿気の少ない場所で、常温で保管。ただし、粉末材 (劇薬) は、他の薬品と区別して、施錠管理する。
- 各保管場所に、保管責任者を置き、適切に保管管理する。
- 使用期限が切れる前に適切に更新する。

表2 緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄数量と保管場所（案）

保管場所		備蓄数量		備考
		丸剤(丸)	粉末剤(本)	
東通村	東通村防災センター	17,000	1	UPZ内対象人口 + 予備(一時滞在 者等)
六ヶ所村	六ヶ所村役場	20,000	1	
むつ市	むつ市役所	188,000	1	
野辺地町	野辺地町役場	500	1	
横浜町	横浜町役場	20,500	1	
県	東地方保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	弘前保健所	1,000	1	予備
	八戸保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	上十三保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	五所川原保健所	1,000	1	予備
	むつ保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	計	424,000	11	

粉末剤は1本あたり500g

### ③配布方法

配布対象、実施者、配布場所及び配布手順は表3のとおり。

配布については、原則として、避難等の指示と併せて配布の指示があった場合とするが、施設敷地緊急事態において、市町村の判断で配布することができることとし、柔軟に対応できることとした。

表3 緊急配布の配布対象者、配布場所等

対象	実施者	配布場所	配布準備～配布の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ及びUPZ圏内の住民</li> <li>・避難実施区域*にいる旅行者等の一時滞在者</li> </ul>	東通村 むつ市 横浜町 野辺地町 六ヶ所村	備蓄場所や地区毎に予め定めた場所等の配布場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態と判断された時点から、備蓄先から配布場所へ搬送し、対象者に対し、配布準備をする。</li> <li>・原則として、避難または一時移転の指示と併せて緊急配布の指示があった場合、配布する。</li> </ul>
避難等の指示により避難してきた住民で、安定ヨウ素剤を受領していない者	県	避難退域時検査場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、施設敷地緊急事態において、市町村が必要と判断する場合は配布することができる。</li> <li>・配布責任者と配布担当者を予め定めて置く。</li> </ul>

※迅速な避難のため、安定ヨウ素剤と留意点を記載した説明資料を配布する。

※乳幼児、妊娠している者から優先的に配布する。

※内服液は、警戒事態と判断された時点から、県の指示により、各保管場所等で調製し、施設敷地緊急事態と判断された後、丸剤と共に各配布場所へ搬送する。

## (4) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応

### 【服用に伴う副作用】

- ・ 過敏症 発疹等
- ・ 消化器 悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、歯痛 血便等
- ・ その他 頭痛、息切れ、皮疹、原因不明の発熱 等

### ※アナフィラキシーショック

痒み、じんましん、浮腫、激しい頭痛、呼吸困難、血圧低下等の症状



### 【服用不適切者】

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者  
→服用不可

### 【慎重投与対象者】

ヨード造影剤過敏症、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害  
高カリウム血症、ジューリング疱疹状皮膚炎、肺結核等の既往歴の者  
→服用後、様態を慎重に観察



### 【対応】

- ①服用後の経過観察 ②副作用の治療に対応する医療機関 ③相談窓口の設置

### ①服用後の経過観察

事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者が安定ヨウ素剤を服用する場合は、安定ヨウ素剤を配布する際、服用後、しばらくの間（30分程度）、服用した者の様態を住民相互、医療関係者等が観察するよう注意喚起する。

### ②副作用に対する治療

初期対応は近隣の医療機関等で行い、入院治療が必要な場合は次の医療機関で受け入れる。

原子力災害医療協力機関：むつ総合病院、青森労災病院、  
十和田市立中央病院

原子力災害拠点病院：県立中央病院、八戸市立市民病院

### ③相談窓口の設置

住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な相談窓口を置く。

→「原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業に係る共同実施」  
参加

## 2 避難退域時検査及び簡易除染について

### (1) 避難退域時検査及び簡易除染体制の検討に当たって

- 「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査を行い、国の判断基準を超える際は除染を行うことされていることから、避難や一時移転の迅速性を損なわない避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する必要がある。
- 本県における避難退域時検査等体制の整備にあたっては、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）」に準拠する。
- 検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下「マニュアル」）等に反映させることとし、原子力災害時においてはマニュアル等に基づき対応する。

## (2) 避難退域時検査・簡易除染

### ① 避難退域時検査の対象となる住民

避難等の指示があった後に、この指示の対象となる区域から避難等をする住民。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含まない。

表4 避難退域時検査場所の候補地

### ② 避難退域時検査の実施

避難退域時検査等は、避難経路周辺に設置する検査場所において実施する。

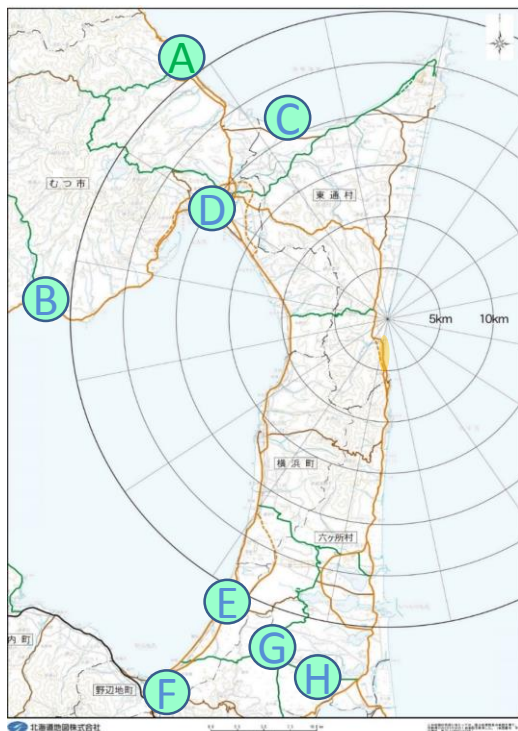


図3 避難退域時検査場所の開設予定地区

市町村名	検査場所	
	地区名	候補地
むつ市	A 大畑	むつ下北自然の家、大畑中央公園
	B 高野川	むつ市川内庁舎
	C 関根浜港周辺*	日本原子力研究開発機構青森研究開発センター むつ事務所
	D 大湊港周辺*	むつ市ウエルネスパーク むつ市役所
野辺地町	E 有戸	行政メモリアルセンター前広場
	F 松ノ木	野辺地高等学校
六ヶ所村	G 千歳平	六ヶ所村千歳平地区体育館 他
	H 倉内	六ヶ所村南小学校 他

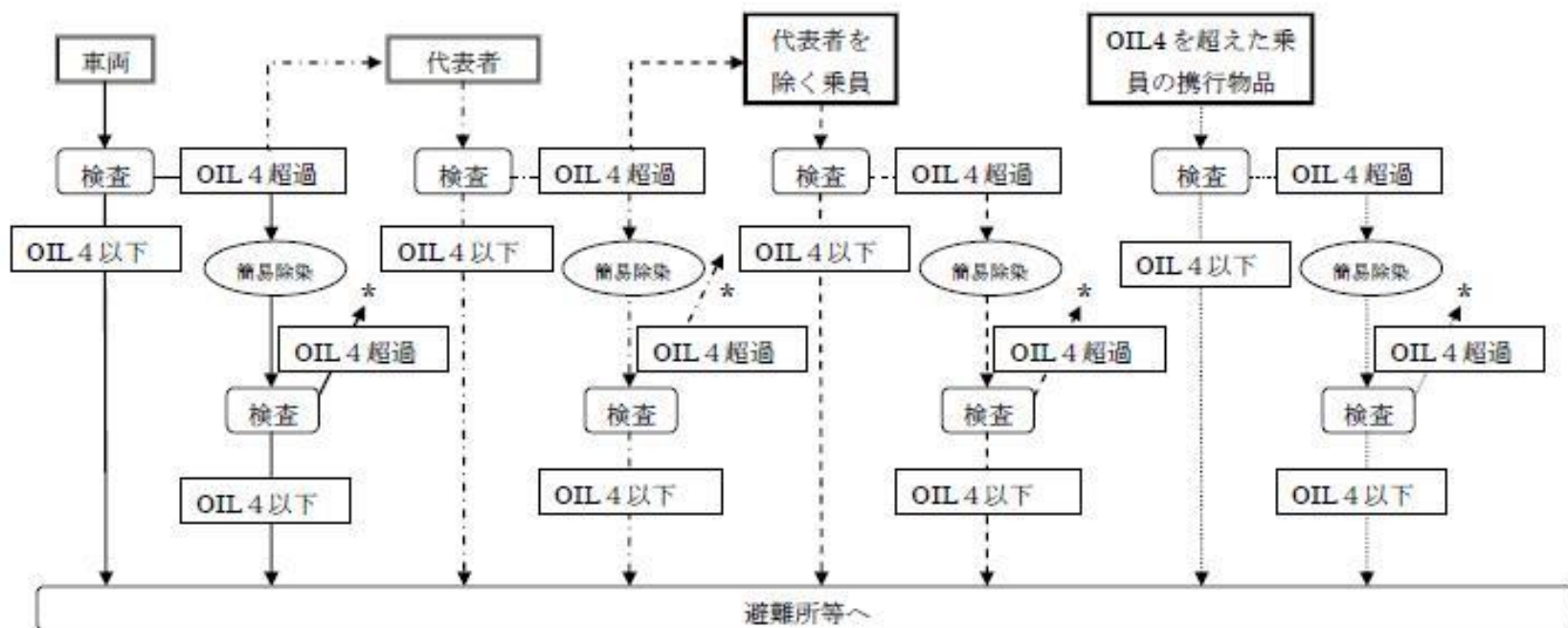
C\*,D\*: 大湊港、関根浜港が安全に活用可能であることを原子力災害対策本部が判断した場合に設置する。

※候補地は、災害時に実施する検査場所を迅速に決定するために予め選定しておくもので、今後も追加選定していく。なお、災害時は最も適切な場所で検査を実施する。

### ③避難退域時検査及び簡易除染の方法

住民の検査及び簡易除染は下図の検査手順に従って行う。

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の場合は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行うことになる。



- : OIL4は、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための緊急防護措置の基準。40,000cpm(8線)は、入射窓面積20cm<sup>2</sup>の検出器の場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当である。1ヶ月後の値が、13,000cpm(8線)は表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当である。いずれも計測器の仕様が異なる場合は検出効率等を勘案した計数率の換算が必要である。
- \* : 簡易除染してもOIL4以下にならなかった場合、住民については原子力災害医療協力機関または原子力災害拠点病院で除染を行う。  
車両や携行物品については一時保管等の措置を行う。



## ④-1 避難退域時検査等の各チームの役割と要員構成（案）

避難退域時検査等を行う際のチーム等の構成及び役割は下表のとおりとし、県、関係市町村、関係機関及び原子力事業者等の協力のもと運営する。

チーム名等	役割	要員構成（案）
検査責任者	・ 検査場所における業務の全体統括及び県現地対策本部等との連絡調整（検査及び簡易除染の状況、バックグラウンド状況等の報告等）	1名
検査責任者補佐	・ バックグラウンドの測定、検査責任者へ検査チームや簡易除染チームの活動状況等の報告	1名
車両指定箇所検査チーム	・ 車両用ゲート型モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による車両の指定箇所検査	ゲートモニタ 1台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダー1名含む)
車両確認検査及び簡易除染チーム*	・ 表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・ 車両の簡易除染	検査員2名以上 (チームリーダー1名含む)
住民指定箇所検査チーム*	・ 体表面汚染モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による住民の指定箇所検査	簡易体表面モニタ 1台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダー1名含む)
住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム*	・ 表面汚染検査用の放射線測定器による住民の確認検査及び携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・ 住民及び携行物品の簡易除染及びその補助（説明・指導等）	検査員2名以上 (チームリーダー1名含む)
検査支援員	・ 受付、結果等交付 他	1名以上
応援要員	・ 検査レーンへの出入誘導 他	2名以上

※ 要員数は標準的な例であり、検査場所の状況に応じて要員数の増減を柔軟に対応する。

## ④-2 各避難退域時検査場所の責任者等配備計画（案）

施設敷地緊急事態と判断された時点から、要員の配置等体制を整え、避難退域時検査場所を設営する準備をする。各検査場所における検査責任者及び検査支援員の配置は下表のとおりとする。

検査場所	検査責任者	検査支援員	検査員、応援要員
大畑地区、高野川地区	むつ保健所	むつ市	県、関係市町村、原子力事業者、被ばく医療プロフェッショナル修了生、原子力災害医療協力機関（青森労災病院、国立病院機構弘前病院、青森県放射線技師会）、県地域防災計画（原子力編）に定める防災関係機関 他
有戸地区、松ノ木地区	上十三保健所	野辺地町	
千歳平地区、倉内地区	八戸保健所	六ヶ所村	

※ 避難所の救護所に併設する避難退域時検査は、東地方保健所及び弘前保健所等が対応する。  
 ※ 五所川原保健所は各保健所の後方支援等を行う。